

令和7年度  
第1回  
定期監査結果報告書

教育委員会

(第一小学校、第二小学校、第三小学校、第八小学校、  
第九小学校、第十小学校、雷塚小学校)

武蔵村山市監査委員



# 令和7年度第1回定期監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

### 2 監査の対象

教育委員会（第一小学校、第二小学校、第三小学校、第八小学校、第九小学校、第十小学校、雷塚小学校）

### 3 監査の範囲

令和7年4月1日から令和7年9月30日までの事務事業の執行

### 4 監査の期間

令和7年9月1日（月）から令和8年1月13日（火）まで

### 5 監査の方法

監査の範囲の事務が、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨にのっとり、公正で合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、監査に必要と認められる資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類を検証し、事務処理状況を監査基準に準拠して確認した。

### 6 監査の審査項目

- (1) 概要
- (2) 予算執行
- (3) 郵券類の受払
- (4) 毒物及び劇物等の管理
- (5) 物品管理
- (6) 学校徴収金の管理
- (7) 個人情報管理
- (8) 給食における食物アレルギー対策
- (9) 学校内の危機管理体制等
- (10) その他学校教育活動全般

### 7 監査を実施した監査委員

乃 一 祐 太  
高 橋 弘 志

## 第2 監査の結果

### 1 監査の結果

事務の執行は、おおむね良好であり、公正で合理的かつ効率的に執行されているものと認められた。

以下、説明事項調書に基づき実施した、審査項目ごとの内容を述べる。

#### (1) 概要について

学校の概要及び教職員体制について、関係職員から説明を聴取するとともに、学校教育法施行規則第28条に規定されている表簿及び武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則第27条に規定されている表簿を一部抽出して確認したところ、各学校ともおおむね適正に整備されていたが、一部の台帳等に記載漏れや監査当日に用意しておくべき書類が用意されていない学校もあったので、十分留意されたい。

#### (2) 予算執行について

歳出予算執行状況を確認したところ、おおむね適正に執行されている。

#### (3) 郵券類の受払について

管理状況及び受払簿を確認したところ、おおむね適正に管理されているが、不要不急の購入が見受けられたので、今後は十分な精査をお願いしたい。

#### (4) 毒物及び劇物等の管理について

保管状況について、関係職員から説明を聴取するとともに、管理台帳、残量等を確認したところ、おおむね適正に管理されていたが、一部の管理台帳に記載漏れがあった。また、廃棄予定の薬品が長期間保管されている状況が見受けられたので、適正な廃棄に努められたい。

なお、残量を容器の目盛り等で計量している学校もあったが、より正確な記録とするため、容器を含む重量を計量する方法への統一をお願いしたい。

毒物及び劇物等の管理については、児童の安全確保のため、厳重に行われる必要があることから、今後も十分留意されたい。

#### (5) 物品管理について

抽出により台帳等を確認したところ、おおむね適正に管理されているが、一部の備品管理シールに不鮮明なものがあったので、十分に注意をお願いしたい。

#### (6) 学校徴収金の管理について

徴収方法について、関係職員から説明を聴取するとともに、諸帳簿等を確認したところ、各学校とも、学校徴収金基本計画の策定等により適正に管理されていた。また、現金及び通帳の保管も厳重に行われており、おおむね適正に管理されていた。なお、未納者への対応については、段階を踏んだ督促等を行うことにより、年度末には完納されており、今後も、引き続き適切な対応をお願いしたい。

(7) 個人情報の管理について

個人情報の保管状況について、関係職員から説明を聴取したところ、各学校とも、個人情報の持ち出しは原則禁止され、個人情報が含まれた文書等は鍵がかかる書庫等に保管されていた。また、教員等のパソコンはワイヤー等で固定されており、おおむね適正に管理されている。

(8) 給食における食物アレルギー対策について

アレルギー発症時の手順等について、関係職員から説明を聴取したところ、アレルギー疾患を抱える児童への給食の配膳は十分に配慮されており、また、アレルギー発症時に備えた体制も確保されていた。さらに、アレルギー疾患を抱える児童の情報は職員間で共有されており、校内で緊急時対応研修を実施するなど、おおむね適正に管理されている。

(9) 学校内の危機管理体制等について

学校内の危機管理体制等について、関係職員から説明を聴取したところ、各学校とも、危機管理マニュアルを作成し、不審者対応訓練を実施するなど、おおむね適正に整備されている。

(10) その他学校教育活動全般について

今回の監査では、近年、社会問題化しつつある(1)不登校児童・生徒数及びその対策について、(2)長時間労働を起因とした長期休職中の教職員の有無とその対策について、(3)学校における猛暑、熱中症対策について、に加え、(4)学校監査結果の教職員間の情報共有についての4点を聴取した。

各学校とも、不登校児童対策については、担任による児童及び保護者との定期的な連絡はもとより、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる面談、家庭訪問等による支援の実施、委員会を設置し、教員間の情報共有及び支援の方向性の話し合いのほか、居場所の確保による登校支援、オンライン学習等、多様な学びの場と機会を提供する学校もあり、きめ細かく柔軟な対応をしている。

また、いずれの学校においても長期休職中の教職員はいないとのことであり、長時間労働の抑制については、会議の数や時間への配慮、ICTの活用による効率化に加え、各教員の時間外勤務の把握による、適切な支援の実施などにより、業務改善に日々取り組み、労働時間を縮減するための対策も行っている。

熱中症対策については、エアコンの適切な活用や計測器の設置と暑さ指数を活用した屋外活動の抑制、帽子の着用、こまめな水分補給の促しに加え、教員による見守り、保健指導を通じた自己管理能力の育成等、児童の健康と命を守るため、様々な対策が行われている。

監査結果の情報共有については、校長を中心に職員会議等で全教職員に周知するとともに、改善策とスケジュールを共有し、徹底を図る。また、改善が必要な事項の担当者へは、管理職が個別指導の上、改善を図り、再発防止に向けた体制の強化を指示するとされており、監査における指摘事項が学校内で共有され、改善への対応が徹底される予定であることが確認された。

## 2 各学校への要望等

### (1) 監査対象全小学校

今後も事務執行については、適正・的確な対応に努めていただきたい。

### (2) 第一小学校

監査当日に用意しておくべき一部の書類が用意されておらず、また、文書收受簿に一部記載漏れが見受けられたので、今後は十分留意されたい。

### (3) 第二小学校

毒物及び劇物等の管理台帳に一部押印漏れが見受けられたので、今後は留意されたい。

### (4) 第三小学校

文書收受簿に一部記載漏れが見受けられ、文書発送簿に一部押印漏れが見受けられた。また、郵券類について、切手の金種によっては残数が十分にあるにもかかわらず購入している例が見受けられたので、今後、購入に当たっては十分な精査をお願いしたい。

### (5) 第八小学校

監査当日に用意しておくべき一部の書類が用意されていなかったなので、今後は十分留意されたい。

### (6) 第九小学校

学校日誌に一部記載漏れが見受けられたので、今後は留意されたい。

### (7) 第十小学校

毒物及び劇物等の管理台帳に一部記載漏れが見受けられたので、今後は十分留意されたい。

### (8) 雷塚小学校

文書收受簿に一部記載漏れが見受けられた。また、郵券類について、切手の金種によっては残数が十分にあるにもかかわらず購入している例が見受けられたので、今後、購入に当たっては十分な精査をお願いしたい。